

差出人: [REDACTED]
日時: 2017年3月22日 12:40
宛先: "上田博夫" [REDACTED]
添付: 290322回答書.docx
件名: RE: 五領公民館説明会時の懸案事項

産廃焼却炉対策協議会 代表
兼 上牧自治会 会長 上田 博夫 様

昨日はご多忙の中、お時間頂きありがとうございました。
本日メールを頂いた内容のご回答を添付の通りご回答させて頂きます。宜しくお願い致します。

都市クリエイト株式会社
総務・人事G 米田

以上

From: 上田博夫 [REDACTED]
Sent: Wednesday, March 22, 2017 3:02 AM
To: 米田 亮様 [REDACTED]
Subject: 五領公民館説明会時の懸案事項

都市クリエイト株式会社
常務執行役員 米田 亮 様

本日は自宅までお越し頂きましてありがとうございます。
さて、3月20日の五領公民館での懸案3件につき
本日お話をさせて頂きましたが、弊協議会での意思として
以下になりました。
この内容にてご検討の上、3月24日(金)迄にご回答ください。

1. 打診頂きました下記、2件につきましてはお断り致します。
 - ①アクトリー製の焼却炉の見学の機会を考えている。
 - ②協議会代表数名とであれば、社長との面談の場を設ける。
2. 五領公民館説明会での下記3点については、3月24日に回答をもらうことを了承します。
 - ①説明会が完了するまでは、現在進めている事前相談を中断する事。
 - ②大きな会場を用意して、説明会を1週間以内に開催する事。
 - ③本日の資料を、半径2km圏内の全家庭に配付する事。

- ①についてご回答ください。
- ②、③については
 - ・五領地区の全15自治会及び、五領地区の住民でマンション単位等要望があるところはすべてに説明会を実施する。
 - ・また、枚方、樟葉、島本、高槻南等、要望があるところは全て説明会を実施する。このことについてご回答ください。

- 追加として、下記④、⑤についても3月24日(金)にご回答ください。
- ④説明会において、高槻市が認めたというような言い方は止める。
 - ⑤また、ビラ等にうそがあり、営業妨害に当たり刑事告訴云々のようなことは言わない。

2017/04/09

⇒以降が、貴社からの回答に対する確認、依頼及び、コメントです。

2①について

市役所とは、現状の報告等でやりとりをしている状況です。

一方的に相談を中断することは、混乱をきたすもととなりますので、相談は継続いたします。

⇒何らの混乱もきたしません。住民も市も中断を望んでいます。都市クリエイト(株)様の決断のみであると考えます。

2②③について

・五領地区の全15自治会については、行政からも事前説明会の指導もあり、今後も説明会を継続いたします。

しかしながら、前説明会においても外部からの運動家により怒号が飛び、住民の皆様のご意見をじっくり聞ける状況ではございませんでした。

よって、弊社といたしましては、説明会の規模を30名くらいにし、何回も行う方法を予定しております。

⇒回答する前提として、外部の活動家とは誰を指しているのか、明らかにして下さい。

・周辺住民のみ事前説明を行うように行政から指導をいただいておりますので、枚方等の住民説明会の予定はございません。

⇒2月26日上牧公民館での説明会では、枚方等でも要請があれば、説明会を開くと言っておられました。今回それを後退させる理由を説明してください。なお、高槻市役所は、枚方等の住民に説明会を開いてはいけないとは述べていないはずですが、開くか否かは都市クリエイト(株)様の考え方如何によるところです。

2④について

本計画を進めるにあたり、立地条件等を役所に確認した際に、事前相談が可能との見解であったとの意味で弊社の担当者が「高槻市が認めた」と表現いたしました。どうぞご理解ください。

⇒誤った説明を一部住民に行った以上、それに対する住民宛の謝罪の言葉と訂正文を至急作成して提出してください。

なお、同文書にはそれ以外の文章は不用です。

2⑤について

PCB やアスベストは特定有害産業廃棄物に該当します。弊社の焼却炉建設計画では、このような廃棄物を一切取り扱いません。それにもかかわらず、さもこれらを取り扱う前提で周辺住民へビラを配布し、ブログに掲載する行為は、弊社を不当におとしめる行為であり、虚偽の風説の流布や営業妨害にあたります。

弊社は、顧問弁護士に相談したうえでの対応をいたしました。今後もこのような行為が継続されるのであれば、個別に対応していく所存です。

⇒指摘する、ビラとブログ、表現を特定して下さい。

平成29年3月27日

産廃焼却炉対策協議会長
上田博夫様

回答書

都市クリエイト株式会社
代表取締役 前田 晋二

1. 市役所とのやりとりについて

弊社は、今般、通知人が高槻市梶原中村町に新設を予定しています焼却発電プラントの開発行為について、事前の平成28年9月28日に高槻市に事前相談書を提出し、平成28年10月13日付で、当該開発行為を進めてもよいとの回答を得ています。

また、今般、改めまして、ご指摘のような、高槻市が相談中断の事実があるかどうか、弊社より、高槻市に確認しましたが、そのような事実はないとの回答を頂戴しています。

2. 外部の活動家について

個人名等は個人情報保護の関係で開示等致しかねます。

しかし、弊社社員2名が、説明会場に置いて、50歳ぐらいの女性が女性に対して、「遠路はるばるご苦勞様です」、「次回の説明会もお越し下さい。お願いします。」と話していることを、しかと聞いています。その会話内容からも、周辺住民ではない、活動家に対していたものと認識しております。

3. 枚方等での説明会について

今般のプラントの建設につきましては、周辺住民のみに事前説明をすることで足りません。つきましては、枚方等において説明会を行う必要性はありません。地元周辺住民に対してのみ、誠意を持って説明会をさせていただきます。

枚方等で説明会を開催するという話は弊社の勘違いに基づくものでしたので、お詫びして訂正します。

4. 「高槻市が認めた」という表現について

上記第1項にて記載させていただきましたとおり、開発行為について、事前の了承を高槻市より頂戴しましたことを述べたものであります。

5. 謝罪および今後の説明の要請について

まずお求めの謝罪についてですが、それにつきましては弊社はお断り申し上げます。これまでに2回行いました説明会におきましても、弊社の役員および社員は、説明会出席者より、かなりの怒声、罵声、暴言を受けております。したがって、弊社からのみ謝罪を行う必要性はないと言わざるを得ません。

また、これまでの2回の説明会は、400人から500人ほどの出席者を認めてまいりましたが、一方的な出席者のご意見ばかりが大声で飛び交うような状態であり、弊社の説明事項に冷静に耳を傾けていただけないものでした。有益な情報交換を周辺住民と行えなかったものであります。

弊社の行う説明会は、新設プラントにかかる内容およびそれが安全で環境に対する影響は皆無であることをご理解いただくために行うものであり、その説明を前提として、周辺住民と協議を行うものであります。

決して、参加者からの一方的な糾弾会議ではありません。

したがって、今後は、これまでのそのような状況は反省し、出席人数を絞った形でとりおこないたいと弊社は考えております。

具体的には、1回の説明会における出席者数を30名としぼらせていただきます。これに加えて役員様のご参加をお願いします。その上で、上牧地区1丁目から5丁目まで、順に、必要な回数、複数回行わせていただきます。周辺住民のみなさまが安心・安全だにご理解していただくようとりおこなう予定です。

つきましては、メールにてご要望のありました平成29年4月22日および同年5月13日の説明会の開催につきましては、300名以上の出席が見込まれ、これまで同様、実質的な話し合いができないこととなりますので、応じかねます。

つきましては、貴会おきまして、上記のような弊社が提案する30名規模における説明会の実施希望日時をご提示下さい。

以 上

平成 29 年 3 月 29 日

都市クリエイト株式会社
代表取締役社長 前田 晋二 様

産廃焼却炉対策協議会
代表 上田 博夫



貴社 3 月 27 日付 回答書ありがとうございます。
貴社の回答内容に対して、当方の見解、確認、要請、提案等は下記の通りです。ご確認頂き、ご回答ください。

1 「市役所とのやりとりについて」に対し

(貴社回答)

1. 市役所とのやりとりについて

弊社は、今般、通知人が高槻市梶原中村町に新設を予定しています焼却発電プラントの開発行為について、事前の平成 28 年 9 月 28 日に高槻市に事前相談書を提出し、平成 28 年 10 月 13 日付で、当該開発行為を進めてもよいとの回答を得ています。

また、今般、改めまして、ご指摘のような、高槻市が相談中断の事実があるかどうか、弊社より、高槻市に確認しましたが、そのような事実はないとの回答を頂戴しています。

(1) 平成 28 年 10 月 13 日付で、当該開発行為を進めてもよいとの回答をした人物が、誰であるのか、担当部署、氏名をご教示ください。また、回答は文書によるものですか、口頭によるものですか。

(2) なお、認識を誤っているようなので正しておきますが、貴社が「一方的に相談を中断することは、混乱をきたすものとなりますので、相談は継続いたします。」と回答したので、当方から「何らの混乱もきたしません。住民も市も中断を望んでいます。都市クリエイト(株)様の決断のみであると考えます。」と回答しているのです。相談の中断は、貴社が中断すると決断し、その旨を高槻市に申し伝えれば簡単にできるのであって、何ら混乱をきたすものではない、と述べているのです。改めて、貴社には、相談中断の決断を要請いたします。

2 「外部の活動家について」に対し

(貴社回答)

2. 外部の活動家について

個人名等は個人情報保護の関係で開示等致しかねます。

しかし、弊社社員 2 名が、説明会場に置いて、50 歳ぐらいの女性が女性に対して、「遠路はるばるご苦労様です」、「次回の説明会もお越し下さい。お願いします。」と話していることを、しかと聞いています。その会話内容からも、周辺住民ではない、活動家に対していたものと認識しております。

(1) 「遠路はるばる」などは相対的な概念です。貴社が指摘する会話が真実行われていたとしても、それをもって「外部からの活動家」の存在を認めるには不十分と言わざるを得ません。

また、この件で、個人情報保護の問題は関係ありません。当該女性の個人名等を知っているのであれば明らかにしてください。当方は、説明会当日の様子をビデオ撮影しておりますので、そのビデオ映像で、当該人物を特定していただいても結構です。

以上の作業は、貴社が説明会を制限しようとする動機にかかわるところであり、極めて重要な部分であると考えております。貴社らの勘違いかもしれません。

これらに対応いただけない限り、貴社は、根拠なく「外部からの運動家」の存在を風潮し、説明会を制限しようとしていることとなります。

(2) これに関連して、明確にしておかなければならないことがあります。貴社は、「外部からの活動家」は説明会に参加する資格がない、と考えているようですが、貴社が言う「外部からの活動家」が何を指しているのか、明確ではありません。

よって、「外部」、すなわち、貴社が説明会に参加すべきでないと考えている者を明らかにするため、反対に、貴社が説明会の対象とするべき「周辺住民」の範囲をご教示ください。また、「活動家」の意味についてもご教示ください。また、「外部の活動家」とは、貴社が指摘する50歳ぐらいの女性のみであるのか、それ以外にもあるのか、また、「外部の活動家」とであると認定した根拠は、上記の女性のやりとりを聞いたこと以外にあるのか、明らかにしてください。

貴社からは説明会当日、五領地区以外の住民の発言を制しようとする動きがありましたが、高垣町の者は説明会に参加する資格がないというのでしょうか。島本町に住む者はどうなのでしょう。貴社はどの範囲の者を説明会の対象とすべき「周辺住民」と考えているのか明らかにしてください。

なお、当協議会は、五領地区内に限らず、今回貴社が計画している産廃焼却炉に関心を持つ者はすべて説明会に参加する資格があると思っております。

3 「枚方等での説明会について」に対し

(貴社回答)

3. 枚方等での説明会について

今般のプラントの建設につきましては、周辺住民のみに事前説明をすることで足りません。つきましては、枚方等において説明会を行う必要性はありません。地元周辺住民に対してのみ、誠意を持って説明会をさせていただきます。

枚方等で説明会を開催するという話は弊社の勘違いに基づくものでしたので、お詫びして訂正します。

貴社が「今般のプラントの建設につきましては、周辺住民のみに事前説明をすることで足りません。」と判断した根拠を具体的にご教示ください。それが行政指導である場合は、どの部

署とのなんという名の人から指導されたのか、その指導は文書によるものか、口頭によるものか、具体的に明らかにしてください。

また、法律で求められていることとは別に、貴社は、枚方市、京都府八幡でも強い要望があれば、説明会を開催します、と明言されました。枚方市、八幡での説明会が法律上禁じられているものではありません。説明会を開くか否かは、貴社の考えた方次第であることは前回も述べたとおりです。

当協議会とのやりとり文書で、勘違いでしたと謝罪しても意味がありません。改めて対外的に公表するための謝罪文、訂正文を作成し、公表していただくことを要請します。

4 「『高槻市が認めた』という表現について」に対し

(貴社回答)

4. 「高槻市が認めた」という表現について

上記第1項にて記載させていただきましたとおり、開発行為について、事前の了承を高槻市より頂戴しましたことを述べたものであります。

上記1(1)に記載のとおり、平成28年10月13日付で当該開発行為を進めてもよいとの回答をした人物が、誰であるのか、担当部署、氏名をご教示ください。また、回答は文書によるものですか、口頭によるものですか。

これらに答えることは容易と思われれます。答えることに何らかの障害も見当たりません。にもかかわらず、上記質問に答えていただけない場合、貴社は、事実でない情報を説明会で述べ、「反対したくても、許可が出ているのであれば、時すでに遅し」と住民が反対の声を上げることをあきらめる方向に誘導しようとの意図をもっていたのではないかと疑われても、やむを得ない、ということになってしまいます。

よろしくご対応ください。

5 「謝罪および今後の説明の要請について」に対し

(1) 謝罪について

(貴社回答)

まずお求めの謝罪についてですが、それにつきましては弊社はお断り申し上げます。これまでに2回行いました説明会におきましても、弊社の役員および社員は、説明会出席者より、かなりの怒声、罵声、暴言を受けております。したがって、弊社からのみ謝罪を行う必要性はないと言わざるを得ません。

貴社が、住民への説明会という場で、開発事業者として、誤った情報を流したこと、そのことを貴社自身が認めていること、しかも、誤った情報の内容が、住民が反対の声を上げにくくするような情報であることなどの事情があるにもかかわらず、貴社が、謝罪と訂正文を公表しないと述べることは、まことに遺憾です。さらに、拒否の理由が、貴社が誤った情報を流したこととは、まったく関連のない事情(役員・社員が、説明会出席者より、かなりの怒声、罵声、暴言を受けた)を挙げている点、到底、一般の理解が得られるものではありません。ひき

つづき、貴社からの、謝罪と訂正を公表するよう求めます。

なお、役員・社員が、説明会出席者より、かなりの怒声、罵声、暴言を受けた、という貴社の主張も看過できません。もちろん、建設に反対する住民は、貴社らの対応に納得できない場合、大きめの声で意見を述べますが、これはやむを得ないものであって、これが「怒声、罵声、暴言」の類に当るかについて、当協議会は関知しておりません。誰の、どの発言が、貴社が謝罪・訂正の公表を拒絶するに値する「怒声、罵声、暴言」であるのか、明確に特定して回答してください。

(2)「今後の説明の要請について」に対し

(貴社回答)

また、これまでの2回の説明会は、400人から500人ほどの出席者を認めてまいりましたが、一方的な出席者のご意見ばかりが大声で飛び交うような状態であり、弊社の説明事項に冷静に耳を傾けていただけないものでした。有益な情報交換を周辺住民と行えなかったものであります。

弊社の行う説明会は、新設プラントにかかる内容およびそれが安全で環境に対する影響は皆無であることをご理解いただくために行うものであり、その説明を前提として、周辺住民と協議を行うものであります。

決して、参加者からの一方的な糾弾会議ではありません。

したがいまして、今後は、これまでのそのような状況は反省し、出席人数を絞った形でとりおこないたいと弊社は考えております。

具体的には、1回の説明会における出席者数を30名としぼらせていただきます。これに加えて役員様のご参加をお願いします。その上で、上牧地区1丁目から5丁目まで、順に、必要な回数、複数回行わせていただきます。周辺住民のみなさまが安心・安全だどご理解していただくようとりおこなう予定です。

つきましては、メールにてご要望のありました平成29年4月22日および同年5月13日の説明会の開催につきましては、300名以上の出席が見込まれ、これまで同様、実質的な話し合いができないこととなりますので、応じかねます。

つきましては、貴会おきまして、上記のような弊社が提案する30名規模における説明会の実施希望日時をご提示下さい。

(1) 根本的に認識が相違している部分があります。

① まず、説明会の位置づけです。貴社ご主張のような限定的な意味で説明会を開催すればよいとする、法律的な根拠をご説明ください。

なお、当協議会は、説明会とは、建設そのものに反対する住民の声を貴社において真摯に聴き、貴社において、今後計画を進めることの是非（撤退も含む）、進めるとしてどのような手続きを経て進めていくか（環境アセスメントの実施等）、をご検討いただく機会も含むものである、と認識しております。また、住民の不安に真摯に耳を傾け、その不安を解消すべき責任

は、開発事業者である貴社の側にあると認識しております。上記のような貴社の発言は、その出発において、かかる認識が欠如していることをうかがわせるものです。

また、貴社は、説明会では「なんにでも絶対はない」などと断言することを避けながら、当協議会でのやりとりにおいては、上記のように「新設プラントにかかる内容およびそれが安全で環境に対する影響は皆無である」などと発言しており、約束もできないことを軽々に言及することは差し控えていただくようお願い申し上げます。

② 次に、当協議会が今回行うことを要請しているのは、3月20日五領公民館での説明会において、当日、足を運んだが会場に入りきれなかった住民を主な対象とした説明会の開催です。このような住民は、伝え聞くに、600名にのぼっております。

当該住民からは、説明会はまだかと不満の声が上がっており、できるだけ早期に、説明会を開催する必要があります。そのため、一度の600名以上が入場できる会場があればよいのですが、五領地区にはそのような会場がないため、平成29年4月22日および同年5月13日の2回に分けて、各回300名程度の人数で行おう、と提案するものです。

その際は、貴社の説明時間はできるだけ短くしていただき（20分程度）、質疑応答をメインで行いたいと思っています。また、質問は、住民を代表して何名かに集中的に担当してもらい（代表質問）、その後、なお疑問が解消されない住民のために個別の質問時間をもうけようと考えております。

（2）上記説明会には、貴社代表者様におかれましても、ご出席いただきますよう御願ひ申し上げます。なお、関連部署の高槻市職員も同席していただくよう要請することを考えております。

（3）上記説明会を終えた後、各自治会の住民の声を聴き、貴社のご提案（30名＋当協議会役員等の説明会を全自治会について開催）について回答を差し上げたい、と思います。

以上

平成29年3月30日

産廃焼却炉対策協議会長
上田博夫様

回答書

都市クリエイト株式会社
代表取締役 前田 晋二

貴会よりの平成29年3月29日付文書につき、次の通り回答します。

1. 市役所とのやりとりについて

添付の通り、平成28年10月13日、高槻市都市創造部審査指導課開発調整チームより、文書で、開発事業の計画を進めてよい旨回答を頂戴しております。

上記文書に基づき、弊社は、開発事業計画を進めさせていただきます。

貴会は「(高槻)市も中断を望んでいます」とご記載していますが、弊社は、高槻市がそのような意向を有している事実はないと回答させていただいている次第です。

そして、相談を中断する必要はないと弊社は考えていますので、これにかかる貴会のご要請はお断りします。

2. 外部の活動家について

(1) 当該女性にかかる個人情報です。貴会がいかに要請されようと、当該女性にかかる情報の開示を弊社より貴会に開示することはできません。

(2) 弊社社員2名が会話を耳にし、明らかに、周辺住民ではない外部からの活動家であると判断しました。

3. 周辺住民の範囲について

周辺住民の範囲ですが、添付の高槻市廃棄物事前審査要綱第5条第2号に基づくものであります。本件では、隣地所有者および五領連合自治会が周辺住民にあたります。

つきまして、それ以外で説明会を行うことは必要ありません。

なお、繰り返しとなりますが、本件プラント建設にあたり、法律では、周辺住民の同意はそもそも不要であることを念のために申し添えておきます。

4. 「高槻市が認めた」という表現について

上記第1項にて記載させていただきましたとおりです。

弊社は添付の高槻市からの文書に基づき、説明したものです。

5. 謝罪および今後の説明の要請について

(1) 弊社としましては、意図的に誤った事実をご説明したことはありません。

つきましては、謝罪に応じる必要はないと考えます。弊社のグループ会社アイテック株式会社が横浜で同様の施設の建設を進めておりますが、それにおいて、このような謝罪を求められるようなことは、一切ありませんでした。

また、怒声、罵声、暴言等が誰のどの発言かについての情報の貴会への開示は、個人情報となりますので、応じかねます。

ただし、これまでの2回の説明会において、そのような発言等を一方的に受けるなどして弊社の説明すべき事項の説明が中断したりして、効率的かつ実質的な周辺住民の方々へのご説明ないし質疑応答・話し合いができなかったことは事実であります。

なお、今後は、本件について有益な話し合いを続けるためにも、言葉の行き違いや揚げ足を取って謝罪を求めるようなことを厳に慎み、良識ある対応をお願いします。

(2) 弊社としましては、上記事実にかかる反省からも、少人数に参加者を絞り、その代わり複数回説明会を開催させていただくことにより、一人一人の周辺住民の皆様と充実した意見交換を行い、その周辺住民の皆様の不安を少しでも取り払うことに努めさせていただく所存です。

無論、もし先の2回の説明会において参加を希望されていたものの会場の都合によりそれが叶わなかった住民がいらっしゃいましたら、その方にはぜひともご参加いただけるように、回数および実施日時について検討させていただきます。

貴会がご提案されるような300名もの方が参加する形での説明会は、先の2回の説明会と同様、実質的かつ有益な話し合いの場とはならないことは必至ですので、応じるつもりはありません。

なお、この説明会のあり方については、そもそも法定されているものではありません。したがって、法律の根拠をお示しする必要はないことを念のために申し添えておきます。

つきましては、先般のご提案の繰り返しとなりますが、今般の貴会のご提案を考慮して、50名の周辺住民の皆様と貴会の役員方の出席による説明会を実施

したく存じますので、その形式による説明会の実施希望日時を貴会よりご提示下さい。

なお、貴会主催のもと、建設反対パレードを平成29年4月6日に実施し、その経路は、弊社の本社および営業本部前を通る予定のようです。その際、暴言、事実でないことを大きな声や音で発言等をする事は、弊社の営業妨害行為となり、しいては刑事上の問題にもなりかねません。したがいまして、良識ある行動をお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「事前相談書に対する意見について」(1枚)
- ・高槻市廃棄物事前審査要領(3枚)

以 上

平成28年10月13日

都市クリエイト株式会社 様

開発調整委員会事務局

事前相談書に対する意見について

平成28年9月28日付けで提出いただいた事前相談書について、開発関係各課の意見は別紙のとおりです。

今後、別紙意見を検討し、必要に応じ、関係各課と調整の上、本開発事業の計画を進めていただき、各課協議の結果を議事録にて提出していただきますようお願い申し上げます。

本件における連絡先

高槻市都市創造部審査指導課

開発調整チーム

(072-674-7546)

~~平成15年4月1日施行~~
~~平成16年10月1日施行~~
~~平成20年1月1日施行~~

高槻市廃棄物事前審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、産業廃棄物(法第2条第4項に掲げるものをいう。以下同じ。)及び特別管理産業廃棄物(法第2条第5項に掲げるものをいう。以下同じ。)の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(事前審査)

第2条 次の各号に規定する許可の申請を行おうとする者は、当該申請の前に市長の審査(以下「事前審査」という。)を受けなければならない。ただし、受けようとする許可が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業で積替え保管を含まないもの及び許可の更新は、この限りでない。

- 一 法第8条第1項の規定による許可申請
- 二 法第9条第1項の規定による変更許可申請
- 三 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可申請
- 四 法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定による事業範囲の変更許可申請
- 五 法第15条第1項の規定による許可申請 ~~産業廃棄物の処理施設~~ ~~特別管理産業廃棄物の処理施設~~
- 六 法第15条の2の6第1項の規定による変更許可申請

(事前審査に関する手続き)

- 第3条 事前審査を申請しようとする者(以下「事前審査申請者」という。)は、事前審査申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 事前審査の申請に際しては、別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に認める場合には、この限りでない。

(関係機関への意見照会等)

- 第4条 市長は、事前審査申請書が提出されたときは、必要に応じて当該申請に係る施設(以下「施設」という。)の現地を調査し、関係機関に対して、当該申請に関連する他の法令の有無を照会することがある。
- 2 市長は、前項の照会に対する関係機関からの回答があったときは、当該事前審査申請者に対し、必要に応じて情報の提供を行うことがある。

(事前審査事項)

- 第5条 第3条の事前審査に係る市長の審査事項は次のとおりとする。
- 一 事業の用に供する施設の計画内容が、それぞれの許可に係る施設に関する法、政令及び省令に定める基準及び審査基準(別表第2に掲げるものをいう。)に適合するものであること。

二 次に掲げる者に対し、事前審査申請者は、計画内容について十分な説明を行い、その地域の生活環境の保全の確保を図る旨の協議を行うこと。

イ 施設の所在地及びその隣接地の所有者

ロ 施設の所在地の隣接地の占有者及び居住世帯の世帯主（隣接地の建物が区分所有されている場合には、各世帯主に代えて建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する管理を行うための団体）

ハ 施設の所在地の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する「地縁による団体」をいう。）

ニ 施設からの排水流入地（第一次放流先に限る。）の水利権者（排水が雨水のみの場合を除く。）で市農業委員会が必要と認める者

ホ 施設の所在地に隣接して農業が営まれている場合は、その経営者

ヘ その他市長が生活環境の保全又は公衆衛生の向上のため、特に必要があると認める利害関係者

（事前審査の終了）

第6条 市長は、事前審査申請書の内容が第5条に定める事項に適合すると認めるときは、事前審査終了書を事前審査申請者に対して交付するものとする。

（申請書等の様式等）

第7条 この要綱に定める申請書等の様式は次のとおりとする。

一 第3条第1項に定める事前審査申請書 様式第一号

二 第6条に定める事前審査終了書 様式第二号

2 前項に掲げる申請書等の提出部数は二部とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に大阪府産業廃棄物事前審査要綱第3条第1項の規定により提出された事前審査申請書及び同第6条第1項の規定により行われている指示は、それぞれ第3条第1項の規定により提出された事前審査申請書及び第6条第1項により交付された指示書による指示とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

平成 29 年 4 月 4 日

都市クリエイト株式会社
代表取締役社長 前田 晋二 様

産廃焼却炉対策協議会
代表 上田 博夫



貴社 3 月 30 日付 回答書ありがとうございます。
貴社の回答内容の内、説明会開催に対して、再度、以下の内容による説明会開催の提案を
させていただきますのでご回答ください。

(再要請)

「貴社ご回答の中で、この 2 回の説明会（五領公民館での説明会と理解しています）
において、弊社の説明すべき事項の説明が中断したりして、効率的かつ実質的な周辺住
民の方々へのご説明ないし質疑応答・話し合いができなかったことは事実であります。」
と言われておりますが、この説明会は、当協議会が主催した説明会ではなく、当協議会
のコントロール下にはありませんでした。

2 月 26 日の上牧公民館での説明会では、貴社のご説明時間 40 分はお約束通り確保し、
それを遮る発言もありましたが、当方で制して説明会を進行させて頂きました。また、
今回は、貴社の説明時間はできるだけ短くしていただき（20 分程度）、質疑応答をメイン
で行いたいと思っています。また、質問は、住民を代表して何名かに集中的に担当して
もらい（代表質問）、その後、なお疑問が解消されない住民のために個別の質問時間をも
うけようと考えております。

3 月 20 日の説明会に参加できなかった方への説明を早期に行うことは貴社にとりまして
有益なことであると考えます。また、説明会には貴社ご代表者様におかれましても、ご
出席いただきますよう御願ひ申し上げます。

説明会日時、場所、対象人数は、以下の通りです。

1 回目：4 月 22 日（土）14:00～	（上牧）本澄寺 本堂	対象：300 人程度
2 回目：5 月 13 日（土）14:00～	（上牧）本澄寺 本堂	対象：300 人程度

以上

通 知 書

冠省 当職は都市クリエイト株式会社（以下通知人といいます）の代理人として、貴会から通知人に対して送付されました平成29年4月4日付説明会開催のご提案の書面につき、次の通り、回答させていただきます。

貴会は、上記書面において、通知人の説明会にかかる提案に賛同されず、従前と同様の300人規模での説明会に固執されています。

貴会は、本年4月6日に通知人の焼却炉建設について反対パレードを行うとのことで、そのような貴会に対して300人規模の説明会を行うことは、従前同様、一方的に怒声、罵声、暴言等を発せられたり、反省や謝罪を要求されるなどして、冷静かつ有益な情報交換を行い得ないことは容易に予想できます。

また、今般の焼却炉の建設に関わる関係法令・条例ないし要綱に従えば、周辺自治会を対象に説明会等の方法で周知すればよいこととなっています。

つきましては、通知人としましては、今般の焼却炉の建設に関わる関係法令・条例ないし要綱に従い、然るべき時期に、周辺自治会を対象に説明会等を実施させていただくこととします。

したがいまして、上記書面における貴会からの説明会の開催のご提案につきましては、お断りさせていただきます。

最後に、繰り返しとなりますが、通知人は、地域の安心・安全を第一に運営していく所存ですので、貴会におきましては、どうかご理解を賜るとともに、良識ある活動をお願いします。

平成29年4月4日
大阪市北区西天満3丁目6番3号
西天満福岡ビル5階
福本康孝法律事務所
都市クリエイト株式会社代理人
弁護士 福本康孝
弁護士 水野成浩

高槻市上牧町
産廃焼却炉対策協議会
代表 上田博夫様

差出人 〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満3-6-3西天満福岡ビル5階福本康孝法律事務所
都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 福本康孝 都市クリエイト株式会社代理人 弁護士 水野成浩
受取人 〒569-0003
大阪府高槻市上牧町

産廃焼却炉対策協議会代表 上田博夫様



この郵便物は平成29年4月4日
第10277566471号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：2017040417232000100001号

